



# 宮 崎 県 公 報

平成28年 8 月 1 日 (月曜日) 第 2816 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

○指定居宅サービス事業者の指定…………… (長寿介護課) 1	頁
○指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 1	
○指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 2	
○指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○指定介護予防サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2	
○有害興行の指定…………… (子ども家庭課) 2	
○民有林の保安林の指定…………… (自然環境課) 3	

### 公 告

○土地改良区の役員の就退任の届出 (7 件) …… (農村整備課) 3	
-------------------------------------	--

○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 6	
○土地改良区の定款変更の認可…………… ( “ ) 6	
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し…………… (管理課) 6	
○入札公告…………… 7	
<b>病院局公営企業告示</b>	
○病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱…………… 8	
<b>病院局公告</b>	
○平成28年度における特定調達契約に係る競争入札参加資格……………33	
○入札公告 (3 件) ……33	

## 告 示

### 宮崎県告示第 512号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第41条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290332	訪問看護ステーションCURA都城	宮崎県都城市早水町3号1番1ステップハウスピボット1階	合同会社メディカルケア・ウィム・土原	宮崎県都城市都原町7985番地2	平成28年 6 月 1 日	訪問看護
4560590020	池井病院訪問看護ステーションひとみ	宮崎県小林市真方87番地	医療法人養気会	宮崎県小林市真方87番地	平成28年 6 月 16 日	訪問看護

### 宮崎県告示第 513号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123号) 第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業所		指定居宅介護支援事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570302531	ナーシングケアプランみつばち鳥	宮崎県延岡市伊形町5006番地1	合同会社フィロソフィカルナーシング	宮崎県延岡市伊形町5006番地1	平成28年 6 月 1 日	居宅介護支援

4570700502	社会福祉法人むつみ会 プランニングハートむつみ	宮崎県串間市西方 15153番地 3	社会福祉法人むつみ会	宮崎県串間市西方 15153番地 3	平成28年 6 月 6 日	居宅介護支援
------------	-------------------------	--------------------	------------	--------------------	---------------	--------

宮崎県告示第 514号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第53条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4560290332	訪問看護ステーションCURA都城	宮崎県都城市早水町 3 号 1 番 1 ステップハウスピボット 1 階	合同会社メディカルケア・ウィム・土原	宮崎県都城市都原町7985番地 2	平成28年 6 月 1 日	介護予防訪問看護
4571901018	活きいき村 くとみ	宮崎県東諸県郡国富町須志田 137-1	特定非営利活動法人遊人会	宮崎県宮崎市清武町あさひ一丁目13番地	平成28年 6 月10日	介護予防通所介護
4560590020	池井病院訪問看護ステーションひとみ	宮崎県小林市真方 87番地	医療法人養気会	宮崎県小林市真方 87番地	平成28年 6 月16日	介護予防訪問看護

宮崎県告示第 515号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202780	短期入所生活介護 ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	株式会社ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	平成28年 6 月30日	短期入所生活介護

宮崎県告示第 516号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570202780	短期入所生活介護 ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	株式会社ひだまりの郷	宮崎県都城市志比田町4536番地	平成28年 6 月30日	介護予防短期入所生活介護

宮崎県告示第 517号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例（昭和52年宮崎

県条例第27号）第14条第 1 項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河野俊嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日
28年-17	映画	シーサイドバラッド	加藤組 〈オービー映画〉	平成28年7月22日
28年-18	映画	巨乳水着未亡人 悩殺熟女の秘密の痴態	清水組 〈オービー映画〉	
28年-19	映画	性愛スキャンダル コケシと花嫁	池島組 〈オービー映画〉	
28年-20	映画	人妻 悶絶いけにえ	橋口組 〈新東宝映画〉	
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。			

## 宮崎県告示第518号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする。

平成28年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 民有林の保安林の所在場所 日南市大字大窪字大間伏4621-1、4621-2、字管谷4706-5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字大間伏4621-2・字管谷4706-5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、三ヶ所土地改良区（五ヶ瀬町）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐文代	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10742番地

(任期：平成29年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	甲斐寛也	五ヶ瀬町大字三ヶ所 10742番地

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、北部土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 就任した役員

役名	氏名	住所
理事	常森賢二	えびの市大字榎田99番地1
理事	山下広志	えびの市大字東川北1405番地
理事	岩屋松郎	えびの市大字西川北568番地3
理事	重留和秀	えびの市大字東川北1234番地2
理事	二宮利榮	えびの市大字榎田560番地イ
監事	亀園政徳	えびの市大字榎田15番地84
監事	駒崎秀雄	えびの市大字東川北852番地

(任期：平成30年3月31日まで)

## 2 退任した役員

役名	氏名	住所
理事	常森賢二	えびの市大字榎田99番地1
理事	山下広志	えびの市大字東川北1405番地
理事	岩屋松郎	えびの市大字西川北568番地3

理 事	竹 下 善 和	えびの市大字東川北1227番地
理 事	小 原 壽	えびの市大字榎田 532番地
監 事	亀 園 政 徳	えびの市大字榎田15番地84
監 事	駒 崎 秀 雄	えびの市大字東川北 852番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、長江浦土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	木佐貫 浩 二	えびの市大字西長江浦 635番地 1
理 事	玉 利 純 男	えびの市大字西長江浦 463番地
理 事	淵 上 浩 一	えびの市大字東長江浦1709番地 2
理 事	長 谷 喜 志 男	えびの市大字東長江浦 976番地
理 事	明 石 照 秋	えびの市大字東長江浦 243番地
監 事	終 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地
監 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	栗 下 政 雄	えびの市大字西長江浦1554番地
理 事	平 廣 行	えびの市大字西長江浦2002番地
理 事	西 村 彰	えびの市大字西長江浦 603番地
理 事	竹 中 薫	えびの市大字西長江浦 312番地 2
理 事	岩 下 百 年	えびの市大字東長江浦1533番地 1
理 事	畠 田 俊 三	えびの市大字東長江浦 971番地
理 事	明 石 照 秋	えびの市大字東長江浦 243番地

監 事	終 山 義 臣	えびの市大字西長江浦1560番地
監 事	井 園 甚 市	えびの市大字東長江浦 377番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、田代土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	貴 嶋 公 憲	えびの市大字末永2500番地
理 事	辻 五 男	えびの市大字末永2767番地
理 事	宮 原 和 彦	えびの市大字末永2361番地 2
理 事	新 竹 美 喜 雄	えびの市大字末永2476番地 6
理 事	岩 元 昭 一 郎	えびの市大字原田2299番地
理 事	加 藤 利 雄	えびの市大字末永2282番地
監 事	前 原 良 一	えびの市大字末永2720番地
監 事	川 崎 良 信	えびの市大字末永2202番地
監 事	加 藤 重 次	えびの市大字末永2425番地

(任期：平成30年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	鶴 内 浩 俊	えびの市大字末永2490番地
理 事	永 田 幸 男	えびの市大字末永2411番地 3
理 事	宮 原 富 雄	えびの市大字末永2316番地ロ
理 事	新 竹 美 喜 雄	えびの市大字末永2476番地 6
理 事	前 原 和 明	えびの市大字末永2719番地
理 事	樋 渡 政 幸	えびの市大字末永2724番地
理 事	加 藤 利 雄	えびの市大字末永2282番地

監 事	橋 口 一 則	えびの市大字末永2826番地
監 事	池 田 憲 行	えびの市大字末永2307番地
監 事	向 井 勝 之	えびの市大字末永2493番地 2

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、中央土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	竹 本 博 美	えびの市大字灰塚 283番地
理 事	柘 山 金 義	えびの市大字永山74番地 3
理 事	湯 田 茂 美	えびの市大字西郷22番地
理 事	竹 下 勇 作	えびの市大字永山 387番地10
理 事	満 留 英 俊	えびの市大字西長江浦 604番地 1
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	有 村 輝 彦	えびの市大字栗下41番地
理 事	森 賢	えびの市大字灰塚 717番地 2
監 事	杉 元 義 男	えびの市大字湯田 113番地
監 事	西 田 和 政	えびの市大字永山 377番地 4
監 事	坂 元 幸 保	えびの市大字小田 929番地

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	時 吉 弘 之	えびの市大字西長江浦1414番地
理 事	萩 原 輝 人	えびの市大字永山 116番地
理 事	松 田 輝 久	えびの市大字西郷 7 番地
理 事	西 田 裕 一 郎	えびの市大字永山 420番地
理 事	山 下 正 成	えびの市大字東長江浦 360番地
理 事	望 月 勉	えびの市大字栗下 3 番地10

理 事	森 真	えびの市大字灰塚 720番地
理 事	尾野江 秋 三	えびの市大字西長江浦1545番地
監 事	湯田園 安 視	えびの市大字湯田15番地
監 事	西 田 和 政	えびの市大字永山 377番地 4
監 事	坂 元 幸 保	えびの市大字小田 929番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、昌明寺土地改良区（えびの市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	湯 川 幹 二	えびの市大字昌明寺 365番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	大 辻 敬 一 郎	えびの市大字昌明寺 613番地 7
理 事	松 下 信 晴	えびの市大字昌明寺 318番地
理 事	前 田 正 敏	えびの市大字昌明寺 291番地 3
監 事	木 村 政 一	えびの市大字昌明寺 381番地 7
監 事	吉 村 幸 雄	えびの市大字昌明寺 678番地

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	湯 川 幹 二	えびの市大字昌明寺 365番地
理 事	宮 園 良 春	えびの市大字昌明寺 155番地
理 事	大 辻 敬 一 郎	えびの市大字昌明寺 613番地 7
理 事	松 下 信 晴	えびの市大字昌明寺 318番地
理 事	前 田 正 敏	えびの市大字昌明寺 291番地 3
監 事	木 村 政 一	えびの市大字昌明寺 381番地 7
監 事	吉 村 幸 雄	えびの市大字昌明寺 678番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、平川土地改良区（小林市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 就任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	嶋 田 正	小林市細野1478番地
理 事	佃 戦 一	小林市細野 795番地
理 事	東木場 睦 雄	小林市南西方1804番地
理 事	上別府 勝 男	小林市南西方2632番地
理 事	木 下 進 一	小林市細野 925番地口の 1
監 事	村 川 健 一	小林市南西方1882番地 1
監 事	下ノ園 幸 三	小林市南西方2225番地 1
監 事	柚木脇 充	小林市細野 883番地 1

(任期：平成32年 3 月31日まで)

2 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	嶋 田 正	小林市細野1478番地
理 事	佃 戦 一	小林市細野 795番地
理 事	安 藤 住 夫	小林市細野1162番地 2

理 事	東木場 睦 雄	小林市南西方1804番地
理 事	下ノ園 久 雄	小林市南西方2235番地 3
理 事	木 下 進 一	小林市細野 925番地口の 1
監 事	村 川 健 一	小林市南西方1882番地 1
監 事	下ノ園 誠	小林市南西方2241番地 1
監 事	柚木脇 薫	小林市細野 881番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、高木古田土地改良区（都城市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	東 森 松 男	都城市高木町4625番地

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、平川土地改良区（小林市）から平成28年 7 月 4 日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

建設業法（昭和24年法律第 100号）第29条第 1 項の規定により、建設業者許可を次のとおり取り消した。

平成28年 8 月 1 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

処分を受けた建設業者				処分の内容		処分の原因となつた事実	処分をした年月日
許可番号	商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所の所在地	許可の区分	取り消した業種		
宮崎県知事許可(般-23)第199号	日向合同電設(有)	尾前 茂喜	宮崎県日向市北町1-24	一般	電気工事業、消防施設工事業	平成28年 6 月30日付けで廃業した旨の届け	平成28年 6 月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-23)第1186号	(株)前田工務店	前田 廣美	宮崎県日向市大字財光寺字長江 307-12	一般	土工事業、とび・土工事業	平成28年 6 月14日 "	平成28年 6 月14日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第1434号	(株)江口建設	江口 清則	宮崎県都城市花線町34-6-2	一般	土工事業、とび・土工事業、管工事業、ほ装工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	平成28年 6 月30日 "	平成28年 6 月30日(全廃業)
宮崎県知事許可(般-24)第5552号	(有)丸忠産業	佐藤 和己	宮崎県宮崎市佐土原町下那珂9099	一般	土工事業、とび・土工事業、ほ装工事業、水道施設工事業	平成28年 6 月29日 "	平成28年 6 月29日(全廃業)

宮崎県知事許可 (般-27)第12044号	(株)藤永テック	坂元 純洋	宮崎県宮崎 市昭栄町2	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、造園工事業 、さく井工事業、水道 施設工事業	平成28年6月 1日〃	平成28年6月1日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第12673号	中村クレーン 工業	中村 照男	宮崎県日向 市大字財光 寺5260-1	一般	とび・土工工事業	平成28年6月 8日〃	平成28年6月8日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-25)第13134号	寿建	中村 寿高	宮崎県都城 市乙房町15 88-4	一般	内装仕上工事業	平成28年6月 24日〃	平成28年6月24日 (全廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第1394号	(有)松於組	於久 幸伸	宮崎県東白 杵郡椎葉村 大字松尾12 53-3	一般	とび・土工工事業、ほ 装工事業	平成28年6月 10日〃	平成28年6月10日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第2416号	(有)福尾建設	福尾 真一	宮崎県日南 市星倉3- 13-6	一般	土木工事業	平成28年6月 24日〃	平成28年6月24日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第5561号	(有)西種子田電 気水道店	福元 智子	宮崎県西諸 県郡高原町 大字西麓5 83	一般	水道施設工事業	平成28年6月 2日〃	平成28年6月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第7982号	(株)宮電	斉藤 富美雄	宮崎県宮崎 市大字赤江 831-1	一般	管工事業	平成28年6月 2日〃	平成28年6月2日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-23)第8974号	(有)宮崎シーリ ング	鎌田 泰子	宮崎県宮崎 市村角町原 口2574	一般	内装仕上工事業	平成28年6月 9日〃	平成28年6月9日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-26)第13317号	大和産業	大橋 洋之	宮崎県宮崎 市田代町56 -6	一般	土木工事業、とび・土 土工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、水道施設工事業	平成28年6月 17日〃	平成28年6月17日 (一部廃業)
宮崎県知事許可 (般-27)第13364号	(有)平成産業	木田 正隆	宮崎県西白 杵郡日之影 町大字七折 12304-5	一般	塗装工事業	平成28年6月 15日〃	平成28年6月15日 (一部廃業)

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年8月1日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量 放置駐車違反管理システム 一式
- (2) 借入物品の特質等 仕様書による
- (3) 契約期間 平成29年3月1日から平成34年2月28日  
日まで
- (4) 納入場所 仕様書による
- (5) 入札方法 (1)の借入物品について入札を実施する。  
入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とし、  
賃貸借料(保守料を含む。)の一月当たりの単価に契約期間月  
数を乗じた金額を記載すること。なお、落札決定に当たっては  
、入札書に記載した金額に100分の8に相当する金額を加算した  
金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた  
金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地  
方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わ  
ず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を  
入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、  
長期継続契約を締結することができる契約を定める条例(平成  
17年宮崎県条例第81号)第2条第1項第1号の規定による契約  
であり、県は、上記1の(3)の契約期間において次に掲げる場合  
のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする  
。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契  
約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件  
契約に係る県の歳出予算が減額又は削除された場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損  
害については、その賠償の責めを負わないものとする。
- 3 競争入札に参加する者に必要な資格  
この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を  
全て満たす者とする。
  - (1) 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格、指名基準  
等に関する要綱(昭和46年宮崎県告示第93号)に基づき競争入  
札参加資格者名簿に記載されている者であること。ただし、同  
要綱に基づく指名停止期間の決定を受けている者でないこと。
  - (2) 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
  - (3) 納入する物品の機能が仕様を満たし、当該物品を確実に設置  
、設定できると認められる者であること。

- (4) 本件の借入物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者であること。
- (5) 納入する物品を第三者をして貸付けしようとする者にあつては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること、又は(2)～(4)を履行できる者と共同して当該物品を貸付けることが可能であることを証明した者であること。
- (6) 経営者等（法人にあつては役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、個人にあつてはその者又は支社、支店若しくは営業所の代表者をいう。）が、暴力団関係者（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団（同法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と交わりを持つ者をいう。）である者又は暴力団若しくは暴力団員が経営を支配し若しくは利用している者でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て（以下これらを「申立て」という。）がなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けている者は、申立てがなされていない者とする。
- 4 入札参加資格等の審査  
 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定める競争入札参加資格審査申請書に必要な書類を添付して次の場所に提出しなければならない。  
 なお、入札者は、当該書類について説明を求められたときはこれに応じなければならない。
- (1) 提出場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号  
 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- (2) 提出期間 平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 8 月 29 日（月）まで  
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- (3) 提出方法 持参又は送付（郵送にあつては、書留郵便に限る。）により提出すること。
- (4) 審査結果の通知 入札参加資格の審査結果は、平成 28 年 9 月 8 日（木）までに通知する。
- 5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係  
 (2) 期間 平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 9 月 12 日（月）まで  
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 6 入札説明書及び仕様書の交付  
 (1) 場所 宮崎県警察本部警務部会計課用度係  
 (2) 期間 平成 28 年 8 月 1 日（月）から平成 28 年 8 月 29 日（月）まで  
 （土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）
- 7 入札及び開札の場所及び日時  
 (1) 場所 宮崎県警察本部 7 階 703 会議室  
 (2) 日時 平成 28 年 9 月 13 日（火）午後 1 時 30 分  
 (3) 提出方法 上記日時に持参により提出すること。送付その他の手段による提出は受け付けない。
- 8 入札保証金  
 宮崎県財務規則第 100 条の規定による。
- 9 入札の無効に関する事項  
 宮崎県財務規則第 125 条に規定する入札は、無効とする。
- 10 落札者の決定の方法  
 予定価格以内で最低価格の入札を行った者を落札者とする。
- 11 契約に関する事務を担当する部署  
 宮崎県警察本部警務部会計課用度係 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号  
 郵便番号 880-8509 電話番号 0985 (31) 0110
- 12 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨  
 日本語及び日本国通貨
- 13 その他  
 (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。  
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。  
 (3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary  
 (1) Nature and quantity of the product to be purchased:  
 Lease of a leave alone parking violation management system, 1 sets  
 (2) Time limit for tender 5:00 p.m. 29 August, 2016  
 (3) Contact point for the notice: Finance Division, Miyazaki Prefectural Police Headquarters, 1-8-28 Asahi, Miyazaki City, Miyazaki Pref. 880-8509 Japan. TEL: 0985-31-0110

## 病院局公営企業告示

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱をここに公表する。

平成 28 年 8 月 1 日

宮崎県病院局長 土 持 正 弘

### 病院局公営企業告示第 3 号

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（趣旨）

第 1 条 この告示は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 13 号）の規定により、宮崎県病院局（以下「病院局」という。）が発注する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第

372号)の規定の適用を受ける清掃業務の委託契約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、指名競争入札の指名基準その他必要な事項について定めるものとする。

(競争入札参加資格者)

第2条 病院事業の管理者(以下「管理者」という。)は、清掃業務に係る競争入札参加資格者名簿(別記様式第1号。以下「名簿」という。)を作成し、及び公表するものとする。

2 管理者は、清掃業務等の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(昭和54年宮崎県告示第41号)第2条第2項の規定により知事が作成する清掃業務に係る競争入札参加資格者名簿又は管理者が作成する名簿に登録された者(以下「登録業者」という。)を競争入札参加資格者とするものとする。

(審査の申請)

第3条 前条第1項の規定により管理者が作成する名簿への登録(以下「登録」という。)を受けようとする者は、清掃業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書(別記様式第2号)に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

(1) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては身分証明書

(2) 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書(個人の場合に限る。)

(3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号。以下「建築物衛生法」という。)第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し

(4) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面

(5) 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。以下同じ。)、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面

(6) 労働保険料に滞納がないことを証する書面

(7) 営業上の登録等一覧表(別記様式第3号)及びそれを証する書面の写し(第3号に掲げるものを除く。)

(8) 営業所等一覧表(別記様式第4号)

(9) 経営規模等総括表(別記様式第5号)

(10) 決算年度別契約実績一覧表(別記様式第6号)及び契約実績に係る契約書の写し

(11) 最近2年間(現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間)の財務諸表

(12) 最近2年間の所得税確定申告書の写し(個人の場合に限る。)

(13) 職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)及び社会保険加入を証する書面

(14) 有資格職員名簿(別記様式第8号)及びそれを証する書面の写し

(15) 中小企業協同組合にあっては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿

(16) 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあっては、それを証する書面の写し

(17) 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第43条第7項の規定による報告をしなければならない者にあっては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあっては障がい者の雇用状況調査票(別記様式第9号)

(18) 国際標準化機構が定めた規格ISO9001又はISO14001の認証を取得している場合にあっては、その登録証の写し

(19) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第2号)第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施状況表(別記様式第10号)

(20) その他管理者が必要と認める書類

2 前項の申請書は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程に規定する特定調達契約(以下「特定調達契約」という。)の締結が見込まれるとき又はその他管理者が特に必要と認めるときに随時受け付けるものとする。

(登録及び競争入札参加資格審査の実施)

第4条 管理者は、前条第1項の申請書の提出があったときは、当該申請書の審査を行い、次の各号のいずれかに該当すると認められる者を除き、名簿に登録するものとする。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は第2項各号(同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。以下同じ。)のいずれかに該当する者

(2) 前条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録を受けていない者

(3) 役員等(個人である場合はその者を、法人である場合はその役員又はその支店若しくは営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団関係者(宮崎県暴力団排除条例(平成23年宮崎県条例第18号)第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)であると認められる者又は暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められる者

(4) 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がある者

(5) 宮崎県の県税、地方法人特別税及びこれらに附帯する徴収金に未納がある者

(6) 労働保険料に滞納がある者

(7) 宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がいる者にあっては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者(当該市町村において個人住民税を特別徴収するための手続又は個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税を特別徴収する旨の誓約を申請日までにしない者に限る。)、宮崎県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員等がない者にあっては個人住民税を特別徴収すべき従業員等が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収

をする旨の誓約を申請日までしない者

(8) 営業経験年数が1年未満の者

(9) 第6条第1項第1号若しくは第4号の規定により登録を取り消された者で、その取消しの日から1年を経過していない者又は同項第2号若しくは第3号の規定により登録を取り消された者で、その取消しの日から2年を経過していない者

2 前項に規定する競争入札参加資格の審査は、病院局が発注する清掃業務に係る特定調達契約の締結が見込まれるものについて、随時に行うものとする。

3 管理者は、第1項の規定により名簿に登録し、又は登録しなかったときは、速やかに申請者に対し清掃業務競争入札参加資格審査結果通知書(別記様式第11号)により通知するものとする。

4 登録の有効期間は、名簿に登録された日から翌年度の3月31日までとする。

(変更等の届出)

第5条 名簿への登録を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく変更等届出書(別記様式第12号)に変更事項を証する書面の写し(変更があった場合に限る。)を添えて管理者に届け出なければならない。

(1) 住所、商号若しくは名称又は代表者の職氏名に変更があったとき。

(2) 登録に係る業務を休止し、又は廃止したとき。

(3) 第3条第1項第3号に規定する建築物衛生法に基づく登録に変更があったとき。

(登録の取消し)

第6条 管理者は、名簿への登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

(1) 登録の有効期間中に第4条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当することとなったとき。

(2) 登録の有効期間中に第4条第1項第3号に該当することとなったとき。

(3) 虚偽の申請その他不正な方法により登録を受けたことが明らかになったとき。

(4) 経営状況が著しく不良となり、競争入札に参加させることが不相当と認められたとき。

2 管理者は、前項の規定により登録を取り消したときは、速やかに登録取消通知書(別記様式第13号)によりその旨を当該取消しを受けた者に通知するものとする。

(指名基準)

第7条 指名競争入札の場合において、清掃業者を指名する場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 登録業者のうちから指名すること。

(2) 指名する清掃業者の数は、3者以上とすること。

(指名停止)

第8条 管理者は、登録業者が、清掃業務の委託契約に係る指名競争入札に関して別表に掲げる要件に該当する場合は、1年間指名しない(以下「指名停止」という。)ものとする。

2 管理者は、指名停止を決定したときは、速やかに指名停止通知書(別記様式第14号)によりその旨を当該指名停止に係る登録業者に通知するものとする。

3 管理者は、指名停止を受けた登録業者が、現に入札未執行に係る指名を受けている場合は、当該指名を取り消すものとする。

4 指名停止の期間の終期が第4条第4項に規定する競争入札参加資格に係る登録の有効期間の満了の日後であり、かつ、当該登録業者が当該登録の有効期間の満了の日後も引き続き登録を受けている場合にあっては、当該指名停止は、当該指名停止の終期まで引き続き効力を有するものとする。

(一般競争入札参加資格に係る制限)

第9条 契約担当者(管理者又はその委任を受けて契約を締結する者をいう。以下同じ。)は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を一般競争入札に参加させてはならない。

(随意契約の相手方の制限)

第10条 契約担当者は、指名停止を受けた登録業者が当該指名停止を受けている間は、当該登録業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、災害等の緊急を要する場合又は取引の相手方が特定され、かつ、他の者に代え難い場合等特にやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(契約違反等の報告)

第11条 清掃業務に関係する県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院の長は、登録業者が別表に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるときは、速やかに契約違反等報告書(別記様式第15号)を病院局経営管理課長へ提出するものとする。

(雑則)

第12条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日等)

この告示は、公表の日から施行し、平成28年度に発注する清掃業務委託契約に係る一般競争入札から適用する。

別表 (第 8 条、第 11 条関係)

項目	要件
一 契要 約件 違 反 等 に 関 わ る	<p>1 病院局が発注した清掃業務の委託契約（以下「契約」という。）に係る競争入札において、入札前に提出する調査資料に虚偽の記載をしたこと等により、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 契約に係る競争入札において、落札者となったにもかかわらず、正当な理由がなく契約を締結しなかったと認められるとき。</p> <p>3 契約の履行に当たり、過失により履行を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。</p> <p>4 契約の履行に当たり、契約に違反し、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>5 契約において、落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたと認められるとき。</p>
二 贈 賄 に 関 わ る 要 件	<p>1 登録業者である個人若しくはその支配人又は登録業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「個人及び代表役員等」という。）、登録業者である法人の役員又は登録業者の支店若しくは営業所（常時清掃業務の契約を締結する事務所をいう。）を代表する者で個人及び代表役員等以外のもの（以下「一般役員等」という。）又は登録業者の使用人で一般役員等以外のもの（以下「使用人」という。）が宮崎県の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 個人及び代表役員等、一般役員等又は使用人が県内の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>3 個人及び代表役員等、一般役員等が県外の国の機関、地方公共団体、公社、公団又は独立行政法人の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>
三 独 に 占 関 禁 わ 止 る 法 要 違 件 反	<p>1 病院局が発注した清掃業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>2 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反し、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>
四 談 わ 合 る に 要 関 件	<p>1 病院局が発注した清掃業務に関し、個人及び代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>2 清掃業務に関し、個人及び代表役員等、一般役員等又は使用人が談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>
五 そ の 他 の 要 件	<p>1 個人及び代表役員等、一般役員等若しくは使用人又は登録業者の経営に事実上参加している者が、次のいずれかに該当するとき。</p> <p>ア 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。</p> <p>イ 暴力団関係者を使用したと認められるとき。</p> <p>ウ 暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき。</p> <p>エ 暴力団関係者と密接な交際等を有していると認められるとき。</p> <p>2 一の項から四の項まで及びこの項の 1 に掲げる要件に該当する場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>3 一の項から四の項まで及びこの項の 1 及び 2 に掲げる要件に該当する場合のほか、個人及び代表役員等が禁錮以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は罰金刑以上の刑を宣告され、清掃業務の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>



様式第2号 (第3条関係)

清掃業務の委託契約に係る競争入札参加資格審査申請書

年 月 日

宮崎県病院局長

殿

申請者 郵便番号  
住所  
商号又は名称  
代表者職氏名

印

担当者  
電話番号  
ファクシミリ番号  
メールアドレス

病院局が発注する清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格審査を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

業務可能 (参加希望) 地区 (希望するものに○印をつけること。)															
全県	宮崎市	東諸県郡	日南市	串間市	都城市	北諸県郡	小林市	えびの市	西諸県郡	西都市	児湯郡	日向市	東白杵郡	延岡市	西白杵郡

- ※ 登録を受けようとする者は、該当する別紙1「登録審査表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙2「役員等の一覧表」を記載の上、申請書と併せて提出すること。
- ※ 登録を受けようとする者は、別紙3「特別徴収実施確認・開始誓約書」を記載し、直近の領収書の写しを添付するか、市町村確認印を受けた上、申請書と併せて提出すること。

## ( 裏 面 )

## (添付書類)

- 1 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては身分証明書
- 2 入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者でない旨の証明書 (個人の場合に限る。)
- 3 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けていることを証する書面の写し
- 4 消費税及び地方消費税並びにこれらに係る附帯税に未納がないことを証する書面
- 5 宮崎県の県税 (個人県民税及び地方消費税を除く。) 地方法人特別税及びこれに附帯する徴収金に未納がないことを証する書面
- 6 労働保険料に滞納がないことを証する書面
- 7 営業上の登録等一覧表 (別記様式第3号) 及びそれを証する書面の写し
- 8 営業所等一覧表 (別記様式第4号)
- 9 経営規模等総括表 (別記様式第5号)
- 10 決算年度別契約実績一覧表 (別記様式第6号) 及び契約実績に係る契約書の写し
- 11 最近2年間 (現に登録業者で、当該登録の有効期間満了後も引き続き登録を受けようとするものについては、最近1年間) の財務諸表
- 12 最近2年間の所得税確定申告書の写し (個人の場合に限る。)
- 13 職員及び業務用機械器具等一覧表 (別記様式第7号) 及び社会保険加入を証する書面
- 14 有資格職員名簿 (別記様式第8号) 及びそれを証する書類の写し
- 15 中小企業協同組合にあつては、名称、代表者名、住所及び電話番号を明示した組合員名簿
- 16 中小企業協同組合のうち官公需適格組合の証明を受けている組合にあつては、それを証する書面
- 17 障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第5項の規定による報告をしなければならない者にあつては公共職業安定所の長に提出した障害者雇用状況報告書の写し、それ以外の者にあつては障がい者の雇用状況調査票 (別記様式第9号)
- 18 国際標準化機構が定めた規格 ISO 9001 又は ISO 14001 の認証を取得している場合にあつては、その登録証の写し
- 19 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号又は第29条第4号に規定する研修に係る従事者研修実施状況表 (別記様式第10号)
- 20 その他管理者が必要と認める書類

別紙 1

## 登 録 審 査 表

商号又は名称		
審 査 事 項		記載欄
(1) 契約実績		千円
(2) 自己資本額		千円
(3) 職員数		人
(4) 流動比率 M/N (%)		%
流動資産 M		千円
流動負債 N		千円
(5) 総資本経常利益率 S/R (%)		%
経常利益 S		千円
総資本額 R		千円
(6) 自己資本比率 P/R (%)		%
自己資本額 P		千円
総資本額 R		千円
(7) 営業年数		年
(8) 技術職員数 1		人
ア 建築物環境衛生管理技術者		人
イ 統括管理者		人
ウ 清掃作業監督者		人
エ ビルクリーニング技能士		人
オ 空調給排水管理監督者		人
(9) 技術職員数 2		人
カ 貯水槽清掃作業監督者		人
キ 防除作業監督者		人
ク 空気環境測定実施者		人
ケ 空気調和用ダクト清掃作業監督者		人
コ 排水管清掃作業監督者		人
(10) 営業に関する登録 (該当するものは記載欄に○を記載)		
サ 建築物環境衛生総合管理業		
シ 建築物清掃業		
ス 建築物空気環境測定業		
セ 建築物空気調和用ダクト清掃業		
ソ 建築物飲料水水質検査業		
タ 建築物飲料水貯水槽清掃業		
チ 建築物排水管清掃業		
ツ 建築物ねずみ昆虫等防除業		
(11) 過去 2 年の従事者研修実施状況 (該当する番号を記載) ①毎年 1 回以上実施、② 1 回実施、③実施なし		
(12) 雇用障がい者数 (法定雇用義務がある場合は超えている人数)		人
(13) ISO取得 (該当するものは記載欄に○を記載)	ISO9001	
	ISO14001	

※ 商号又は名称、新規・更新の区分、記載欄、数値及び総合点数の各欄を記載してください。

別紙 2

役 員 等 の 一 覧 表

フリガナ名 氏 名	役名(常勤・非常勤の別)	生年月日	性別	住 所
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL
		M・T S・H . .	男・女	TEL

※個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員並びにその支店及び営業所を代表する者を記載すること。  
 ※役名については、代表者、代表取締役、取締役、監査役、支店長等を記載し、括弧書きで「常勤」又は「非常勤」を記載すること。  
 ※生年月日は、次の区分に従って該当する記号に○を付けること。(明治:M、大正:T、昭和:S、平成:H)  
 ※性別は、男・女のいずれかに○を付けること。

1. この様式を宮崎県が宮崎県警察本部に照会することについて異議ありません。
2. 虚偽の記載等を行った場合には、競争入札参加資格の取消及び契約の解除等がなされても異存ありません。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

商号又は名称 \_\_\_\_\_

代表者職氏名 \_\_\_\_\_ 印

記入責任者	職・氏名	
連絡先	電 話	

別紙 3

## 特別徴収実施確認・開始誓約書

年 月 日

所在地 (住所)

法人名 (屋号)

代表者氏名 \_\_\_\_\_ 印

チェック欄 (次のいずれか該当する項目欄の口にチェックを入れてください。)

## 〈領収証書の写し添付〉

- 当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 直近の領収証書の写しを添付してください

直近の領収証書の写しを添付してください。

添付する領収証書の写しがない場合等

## 〈特別徴収実施確認〉

- 当事業所は、現在 \_\_\_\_\_ 市 (町・村) の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。 → 確認印を受けてください。

## 〈特別徴収義務がない場合〉

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。特別徴収すべき従業員等が生じた場合は、速やかに特別徴収を開始することを誓約します。 → 確認印を受けてください。

## 〈開始誓約〉

- 当事業所は、\_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社 (者) 宛てに送付してください。

→ 確認印を受けてください。

市 (町・村) 確認印

様式第3号(第3条関係)

営 業 上 の 登 録 等 一 覧 表

登録、認定等の内容		登録等の年月日
清 掃 業  務	建築物環境衛生総合管理業の登録(法第12条の2第1項第8号)	年 月 日
	建築物清掃業の登録(法第12条の2第1項第1号)	年 月 日
	建築物空気環境測定業の登録(法第12条の2第1項第2号)	年 月 日
	建築物空気調和用ダクト清掃業の登録(法第12条の2第1項第3号)	年 月 日
	建築物飲料水水質検査業の登録(法第12条の2第1項第4号)	年 月 日
	建築物飲料水貯水槽清掃業の登録(法第12条の2第1項第5号)	年 月 日
	建築物排水管清掃業の登録(法第12条の2第1項第6号)	年 月 日
	建築物ねずみ昆虫等防除業の登録(法第12条の2第1項第7号)	年 月 日

- (注)
- 1 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。
  - 2 この表に記載されている登録、認定等以外にも業務に関し取得しているものがある場合は、その内容も記載すること。
  - 3 この表に記載した登録、認定等については、これを証する書面の写しを添付すること。

様式第 4 号 (第 3 条関係)

## 営 業 所 等 一 覧 表

名称及び代表者又は責任者	所 在 地	電 話 番 号
(主たる営業所)		
(その他の営業所)		
(出張所又は連絡所)		

(注) 「営業所」とは、本店又は支店若しくは常時契約を締結する事務所をいう。

様式第5号(第3条関係)

経 営 規 模 等 総 括 表

新規・更新		登録業務	清掃			適格組合証明	年
商号又は名称		住所		TEL	代表者		
契約実績	区分	直前第2年度決算直前第1年度決算		年間平均高		※審査	
		年 月 日から 年 月 日まで ①	年 月 日から 年 月 日まで ②	$\frac{①+②}{2}$			
	官 公 庁	千円	千円	千円			
	民 間						
計							
年度直前決算状況	区分	年 月 日から 年 月 日まで					
	流動資産計(m)	千円	流動負債計(n)	千円			
	固定資産計(Q)	0	総資本額(R)	0			
	自己資本額(P)	0	経常利益(S)	0			
	比 率	$\frac{(m)}{(n)}$ %	$\frac{(S)}{(R)}$ %	$\frac{(P)}{(R)}$ %			
職員数	区分		作業従事職員		事務員	合計	ローイ
			有資格者	その他	イ	ロ	イ
	常用職員	社会保険加入	人	人	人	人	人
		社会保険未加入					
計							
障がい者雇用	障害者の雇用の促進等に関する法律に定める法律に基づく法定雇用義務		有	無	取得しているものに○印をつけ、登録期限を記載すること。		
	法定雇用障がい者数		人	人	ISO取得	ISO9001	年 月 日まで
	雇用障がい者数		人	人		ISO14001	年 月 日まで
従事者研修の実施状況		該当するものに○印を付けること。					
		①過去2ヶ年で毎年1回以上		②過去2ヶ年で1回		③過去2ヶ年で実績無し	
営業年数	創 業	転廃業(休業)		現組織へ変更		営業年数計	
	年 月 日	年 月 日から	年 月 日まで	年 月	年 計		

- (注) 1 登録業務ごとに別業に作成すること。  
 2 「新規・更新」の欄及び「登録業務」の欄は、該当するものに○印を付けること。  
 3 官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第4号に該当する組合にあつては、「適格組合証明」の欄に、経済産業局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載すること。  
 4 「契約実績」の欄は、決算年度別契約実績一覧表(別記様式第6号)の契約金額の計と一致すること。  
 5 「職員数」の欄は、職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)の常用職員の人数と一致すること。  
 6 ※印の欄は、記載しないこと。

様式第 6 号 (第 3 条関係)

## 決算年度別契約実績一覧表

## 1 区 分

業 務	清掃業務	発注区分	官 公 庁
			民 間
		事業年度	第 期 年 月から 年 月まで

## 2 契約実績

(単位：千円)

番号	発注者	契約期間	契約金額	業務の内容	施設の場所
計					

- (注) 1 申請日の直前の事業年度 2 年間の契約実績を、この様式により、業務、発注区分及び事業年度ごとに別葉として作成すること。
- 2 「官公庁」とは国及び地方公共団体とし、「民間」とはそれ以外とすること。
- 3 「2 契約実績」については、契約金額 100 万円以上のものについて記載すること。なお、長期継続契約については、12箇月分の金額を計上し、その下に括弧書きで全体額を記載すること。(千円未満の端数は切り捨てること。)
- 4 「2 契約実績」に係る契約書の写し(発注者押印、契約期間、契約金額、業務の内容、施設の場所を蛍光ペンで塗布するとともに、番号を記載すること。)を添付すること。
- 5 清掃業務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第1号及び第8号に規定する清掃業務とする。ただし、その清掃業務が主たる契約において他の清掃業務と合算した契約の場合は、その契約金額とする。
- 6 「施設の場所」は、市町村名まで記載すること。

様式第 7 号 (第 3 条関係)  
 清掃業務

職員及び業務用機械器具等一覧表

1 職員の状況

区 分	常用職員			有資格職員 延 人 数
	社会保険 加 入	社会保険 未 加 入	計	
有 資 格 職 員	建築物環境衛生管理技術者 (法第 7 条)	人	人	人
	統括管理者 (規則第 30 条の 2)			
	清掃作業監督者 (規則第 25 条の 2)			
	ビルクリーニング技能士 (職業能力開発 促進法 (昭和 44 年法律第 64 号) 第 44 条)			
	空調給排水管理監督者 (規則第 30 条)			
	貯水槽清掃作業監督者 (規則第 28 条の 2)			
	防除作業監督者 (規則第 29 条の 2)			
	空気環境測定実施者 (規則第 26 条の 2)			
	空気調和用ダクト清掃作業監督者 (規則第 26 条の 4)			
	排水管清掃作業監督者 (規則第 28 条の 4)			
清 掃 員				
事 務 員				
計				

- (注) 1 この表は、申請日の直前の月末現在で記載すること。  
 2 「常用職員」とは、雇用期間を定めずに雇用された者又は 1 年以上の雇用期間を定めて雇用された者で同一人が重複しないように計上すること。  
 3 「常用職員」の「社会保険加入」の内訳について、区分ごとに証する書面を添付すること。  
 4 「有資格職員延人数」は、有資格職員名簿 (別記様式第 8 号) の合計人数と一致すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。  
 5 この表において「法」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律をいう。  
 6 この表において「規則」とは、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則をいう。  
 7 「清掃員」は、清掃作業従事者研修 (規則第 25 条の 6) を受けた人数を計上すること。

2 業務用機械設備及び器具

名 称	数 量	名 称	数 量
真空掃除機			
床みがき機			

- (注) 保有している主な業務用機械設備及び器具を記載すること。

様式第 8 号 (第 3 条関係)

## 有 資 格 職 員 名 簿

資格の名称					
整理 番号	職 員		法 令 等 に よ る 業 務 資 格		
	氏 名	住 所	取得年月日	有効期限	経験年月数
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
			年 月 日	年 月 日	年 月
計	人				

- (注) 1 資格の名称ごとに別葉に作成すること。
- 2 この表には、職員及び業務用機械器具等一覧表(別記様式第7号)の職員のうち、申請日の直前の月末現在において法令等により資格を取得している常用職員について記載すること。なお、重複して資格を取得している場合は、それぞれ計上すること。
- 3 この表には、職員が有資格者であることを証する書類の写しを添付するとともに、整理番号を記載すること。
- 4 「住所」は、現住所の市町村名まで記載すること。

## 様式第 9 号 (第 3 条関係)

## 障 が い 者 の 雇 用 状 況 調 査 票

障がい者の分類	雇用状況	雇用の有無 (該当者がいる 場合のみ○印)	人 数
① 身体障がい者			人
② 重度身体障がい者			人
③ 知的障がい者			人
④ 重度知的障がい者			人
⑤ 精神障がい者			人
⑥ 重度身体障がい者 (短時間)			人
⑦ 重度知的障がい者 (短時間)			人
⑧ 精神障がい者 (短時間)			人
雇用障がい者数 ①+②×2+③+④×2+⑤+⑥+⑦+⑧×0.5			人
従業員数 (常時雇用する労働者の総数)			人

- (注) 1 人数については、申請日の直前の月末現在で記入すること。また、障がい者を雇用していない場合は、0人と記載すること。
- 2 上記調査票に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
- (1) 「身体障がい者」とは、身体障害者福祉法施行規則 (昭和25年厚生省令第15号) 別表第5号「身体障害者障害程度等級表」の障害等級が1級から6級までに掲げる障がい者を有する者及び7級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
  - (2) 「重度身体障がい者」とは、(1)の障害者等級のうち1級又は2級に掲げる障がい者を有する者及び3級に掲げる障がいを2以上重複して有する者をいう。
  - (3) 「知的障がい者」とは、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、精神保健指定医又は障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する障害者職業センターにより知的障がい者と判定された者をいう。
  - (4) 「重度知的障がい者」とは、(3)で判定された者のうち知的障がいの程度が重いと判定された者をいう。
  - (5) 「精神障がい者」とは、精神障害者福祉手帳を所持する者をいう。
  - (6) 「短時間」とは短時間労働者をさし、短時間労働者とは1週間の所定労働時間が、当該事業主の事業所に雇用する通常の労働者の1週間の所定労働時間に比し短く、かつ20時間以上30時間未満である常時雇用する労働者をいう。
  - (7) 「常時雇用する労働者の総数」とは、正規の従業員 (家族従業員で給与の支給を受けている者を含む。) の人数をいう。なお、代表者、派遣職員、パート、アルバイト、季節労働者等は除くものとする。

様式第 10 号 (第 3 条関係) 従 事 者 研 修 実 施 状 況 表

申請者名	研 修 の 期 日	研 修 の 内 容	指導員の氏名及び資格	対象従事者数	参加従業員数	年	月	日現在

証 明 欄	上記の研修については、本団体の指導により行われたものである。 年 月 日 印 			

(注) 1 申請日の直前の月末現在から過去2年間の状況について記載すること。  
2 「証明欄」の証明は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条の4第2項又は第29条の2第3項の規定において準用する同規則第25条の4第2項の規定により登録を受けた者が行うこと。

様式第 11 号 (第 4 条関係)

(その 1) 名簿に登録した場合

第 号  
年 月 日

様

宮崎県病院局長



年度清掃業務競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のありました入札の参加資格については、下記のとおり資格があるものと認定し、名簿に登録しましたので通知します。

なお、病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第 5 条の規定により氏名、名称、住所等に変更があったときは、速やかに変更等届出書 (様式第 12 号) を提出してください。

記

- 1 名簿登録年月日 年 月 日
- 2 登録の有効期間 登録の日から翌年度の 3 月 3 1 日まで
- 3 登録の内容

登録番号	
------	--

(その2) 名簿に登録しなかった場合

第 号  
年 月 日

様

宮崎県病院局長



年度清掃業務競争入札参加資格審査結果通知書

先に申請のありました入札の参加資格については、下記について病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第4条第1項第号に該当すると認められるため、名簿に登録しなかったので通知します。

記

該 当 事 項	
---------	--

様式第12号 (第5条関係)

## 変 更 等 届 出 書

年 月 日

宮崎県病院局長 殿

届出者 郵便番号  
 住 所  
 商号又は名称  
 代表者職氏名 ⑩  
 ( 担当者氏名 )  
 電話番号 ( ) - )

次のとおり変更 (廃止・休止) したので届け出ます。

変更 (廃止・休止) 年月日		年	月	日
変 更 事 項	変	更	後	変
	更	前		前
変 更 理 由	変更 (廃止・休止)			

(注) 変更の場合には、変更事項を証する書類を添付すること。

様式第13号 (第6条関係)

登 録 取 消 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

宮崎県病院局長



病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり登録を取り消したので、同条第2項の規定により通知します。

記

登録の対象となつて いた業務	
登録取消しの理由	

様式第14号 (第8条関係)

指 名 停 止 通 知 書

第 号  
年 月 日

様

宮崎県病院局長



病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第8条第1項の規定により、病院局が発注する清掃業務の委託契約に係る指名競争入札において、下記のとおり指名をしないことに決定したので、同条第2項の規定により通知します。

なお、現に指名を受けている場合は、これを取り消します。

記

指名停止の理由	
指名停止の期間	年 月 日から 年 月 日までの1年間

様式第15号 (第11条関係)

契 約 違 反 等 報 告 書

第 号  
年 月 日

病院局経営管理課長 殿

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

登 録 業 者 の 商 号 又 は 名 称	
代 表 者 氏 名	
要 件 に 該 当 す る 行 為 の 内 容	

## 病院局公告

## 競争入札参加者の資格に関する公告

平成28年度において、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程(平成18年病院局企業管理規程第13号)に規定する特定調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり当該調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札(以下これらを「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格を公示する。

平成28年8月1日

宮崎県病院局長 土持正弘

1 調達する物品等又は特定役務の種類  
建築物の清掃サービス

## 2 競争入札に参加する者に必要な資格

病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号。以下「要綱」という。)に基づき清掃業務の入札参加資格者名簿に登録されたもの。

## 3 入札参加資格審査の申請の方法

## (1) 申請の方法

要綱第3条第1項に規定する申請書及び添付書類を持参又は送付(郵便にあっては書留郵便に限る。)により提出すること。

## (2) 申請書類の受付期間

平成28年8月1日から平成28年8月15日までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)ただし、受付期間終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

(3) 申請書の配布及び提出場所並びに申請に対する問い合わせ先  
宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当

宮崎市橋通東2丁目10番1号

郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086

## (4) 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

なお、申請書類のうち外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は、添付すること。

## 4 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、郵便により通知する。

## 5 資格の有効期間及び更新手続

## (1) 有効期間

資格を取得した日から平成30年3月31日までとする。

## (2) 有効期間の更新手続

有効期間の更新手続を希望する者は、平成30年2月1日から平成30年2月28日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)に有効期間更新の申請を行うこと。

## 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年8月1日

県立宮崎病院長 菊池郁夫

## 1 競争入札に付する事項

(1) 委託件名 県立宮崎病院本館等清掃業務

(2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間 平成28年10月1日から平成30年9月30日まで

(4) 履行場所 県立宮崎病院 宮崎市北高松町5番30号

(5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 契約に係る特約事項

(1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。

ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合

ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合

(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

## 3 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱(平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号)第2条第2項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第8条の規定による指名停止を受けていない者であること。

ウ 宮崎県の県税(個人県民税及び地方消費税を除く。)に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成26年4月1日から平成28年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。)であること。

カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年8月15日までに提出しなければならない。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当

該書類を随時受け付けるが、この場合には格要件審査が間に合わないことがある。

4 入札参加資格を得るための申請方法

上記 3 の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

- (1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先  
宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当  
宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号  
郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086
- (2) 申請の時期

平成 28 年 8 月 1 日から 8 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当 宮崎市北高松町 5 番 30 号 郵便番号 880-8510 電話番号 0985 (24) 4181
- (2) 期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 8 月 15 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

6 入札説明書の交付場所及び交付期間

- (1) 場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 期間 平成 28 年 8 月 1 日から平成 28 年 9 月 9 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- (1) 提出場所 県立宮崎病院総務課管理担当
- (2) 提出期限 平成 28 年 9 月 9 日午後 5 時
- (3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあっては書留郵便に限る。）によること。

8 開札の場所及び日時

- (1) 場所 宮崎県庁 7 号館 735 号会議室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7086
- (2) 日時 平成 28 年 9 月 12 日午後 2 時

9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成 18 年宮崎県病院局企業管理規程第 15 号）第 81 条の規定による。

10 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第 107 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。

12 契約に関する事務を担当する部局等

県立宮崎病院総務課管理担当

13 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

14 その他

- (1) この競争入札による調達、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手續の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手續の停止等があり得る。

- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:  
Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 9 September, 2016
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Miyazaki Hospital, 5-30 Kitatakamatsucho, Miyazaki-City, Miyazaki, 880-8510 Japan. TEL:0985-24-4181

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成 28 年 8 月 1 日

県立延岡病院長 柳 邊 安 秀

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託件名 県立延岡病院本館等清掃業務
- (2) 委託内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成 28 年 10 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- (4) 履行場所 県立延岡病院 延岡市新小路 2 丁目 1 番地 10
- (5) 入札方法 (1)の委託件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する金額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約（以下「本件契約」という。）は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条の 3 の規定による契約であり、県は、上記 1 の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合  
イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合  
ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が 3 回を超えた場合
- (2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

3 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。  
ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。  
イ 病院局が発注する調達手續の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成 28 年宮崎県病院局公営企業告示第 3 号）第 2 条第 2 項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第 8 条の規定による指名停止を受けていない者であること。  
ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係

る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。

エ 平成26年4月1日から平成28年6月30日までの間に一契約当たり契約金額2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者(建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成13年法律第156号)附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。)であること。

カ 医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。

キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。

(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年8月15日までに提出しなければならない。

なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。

#### 4 入札参加資格を得るための申請方法

上記3の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。

(1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先  
宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当  
宮崎市橋通東2丁目10番1号  
郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086

(2) 申請の時期

平成28年8月1日から8月15日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期限までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。

#### 5 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当 延岡市新小路2丁目1番地10 郵便番号 882-0835 電話番号0982(32)6181  
(2) 期間 平成28年8月1日から平成28年9月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 6 入札説明書の交付場所及び交付期間

(1) 場所 県立延岡病院総務課庶務担当  
(2) 期間 平成28年8月1日から平成28年9月9日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

#### 7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所 県立延岡病院総務課庶務担当  
(2) 提出期限 平成28年9月9日午後5時  
(3) 提出方法 持参又は郵送(郵送にあっては書留郵便に限る。)によること。

#### 8 開札の場所及び日時

(1) 場所 宮崎県庁7号館 735号会議室 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086  
(2) 日時 平成28年9月12日午後2時15分

#### 9 入札保証金

入札保証金については、宮崎県病院局財務規程(平成18年宮崎

県病院局企業管理規程第15号)第81条の規定による。

#### 10 入札の無効に関する事項

宮崎県病院局財務規程第107条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

#### 11 落札者の決定の方法

予定価格以内で最低価格の入札を行った者(調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。)を落札者とする。

#### 12 契約に関する事務を担当する部局等

県立延岡病院総務課庶務担当

#### 13 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

#### 14 その他

- (1) この競争入札による調達は、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
- (3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

#### 15 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital Cleaning Consignment
- (2) Time limit for tender: 5:00p.m. 9 September, 2016
- (3) Contact point for the notice: General Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nobeoka Hospital, 2-1-10 Shinkouji, Nobeoka-City, Miyazaki, 882-0835 Japan. TEL:0982-32-6181

#### 入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成28年8月1日

県立日南病院長 峯 一彦

#### 1 競争入札に付する事項

- (1) 業務件名 県立日南病院清掃業務
- (2) 業務内容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 平成28年10月1日から平成30年9月30日まで
- (4) 履行場所 県立日南病院 日南市木山1丁目9番5号
- (5) 入札方法 (1)の業務件名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 契約に係る特約事項

- (1) この競争入札に係る契約(以下「本件契約」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による契約であり、県は、上記1の(3)の履行期間において次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、本件契約を解除するものとする。  
ア 本件契約の相手方がその責めに帰すべき理由により本件契約に違反した場合

<p>イ 本件契約の締結日の属する年度の翌年度以降において本件契約に係る県の歳出予算が減額され、又は削除された場合</p> <p>ウ 検査の結果、契約内容を満たさない清掃状態であり、県から本件契約の相手方へ書面による改善要求が3回を超えた場合</p> <p>(2) 県は、(1)の契約の解除によって生じた本件契約の相手方の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。</p> <p>3 競争入札に参加する者に必要な資格</p> <p>(1) この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。</p> <p>ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 病院局が発注する調達手続の特例を受ける清掃業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱（平成28年宮崎県病院局公営企業告示第3号）第2条第2項に規定する清掃業務の競争入札参加資格者名簿に登録された者であり、かつ、第8条の規定による指名停止を受けていない者であること。</p> <p>ウ 宮崎県の県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に係る徴収金に未納がないことを確認できる者であること。</p> <p>エ 平成26年4月1日から平成28年6月30日までの間に一契約当たり契約金額 2,000万円以上の建物清掃業務及び一般病床の許可病床数が 100床以上の病院清掃業務のいずれも履行した実績を有する者であること。</p> <p>オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について、同項の都道府県知事の登録を受けている者（建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律（平成13年法律第 156号）附則第3条の規定の適用を受ける者を含む。）であること。</p> <p>カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準を満たし、かつ、同条第1号に規定する受託業務の責任者を専任で配置できる者であること。</p> <p>キ 受託業務を迅速かつ確実に履行できる者であること。</p> <p>(2) 入札に参加しようとする者は、(1)ウからキまでの資格要件を満たすことを証明する書類を平成28年8月15日までに提出しなければならない。</p> <p>なお、上記提出期限を経過しても入札書の提出期限までは当該書類を随時受け付けるが、この場合には資格要件審査が間に合わないことがある。</p> <p>4 入札参加資格を得るための申請方法</p> <p>上記3の(1)イに掲げる資格を有していない者で参加を希望するものは、次により申請を行い、入札参加資格を得ること。</p> <p>(1) 申請書類の入手・提出及び問い合わせ先 宮崎県病院局経営管理課 経営・財務担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086</p> <p>(2) 申請の時期 平成28年8月1日から8月15日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も入札書の提出期間までは随時受け付けるが、この場合は、入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。</p> <p>5 契約条項を示す場所及び期間</p>	<p>(1) 場所 県立日南病院総務課整備担当 日南市木山1丁目9番5号 郵便番号 887-0013 電話番号0987(23)3111</p> <p>(2) 期間 平成28年8月1日から平成28年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>6 入札説明書の交付場所及び交付期間</p> <p>(1) 場所 県立日南病院総務課整備担当</p> <p>(2) 期間 平成28年8月1日から平成28年9月9日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）</p> <p>7 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法</p> <p>(1) 提出場所 県立日南病院総務課整備担当</p> <p>(2) 提出期限 平成28年9月9日午後5時</p> <p>(3) 提出方法 持参又は郵送（郵送にあっては書留郵便に限る。）によること。</p> <p>8 開札の場所及び日時</p> <p>(1) 場所 宮崎県庁7号館 735号会議室 宮崎市橘通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7086</p> <p>(2) 日時 平成28年9月12日午後2時30分</p> <p>9 入札保証金 入札保証金については、宮崎県病院局財務規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第15号）第81条の規定による。</p> <p>10 入札の無効に関する事項 宮崎県病院局財務規程第 107条各号のいずれかに規定する入札は、無効とする。</p> <p>11 落札者の決定の方法 予定価格以内で最低価格の入札を行った者（調査基準価格を下回る価格の入札が行われた場合においては、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がなされると認められた者に限る。）を落札者とする。</p> <p>12 契約に関する事務を担当する部局等 県立日南病院総務課整備担当</p> <p>13 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>14 その他</p> <p>(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。</p> <p>(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。</p> <p>(3) この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。</p> <p>15 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital Cleaning Consignment</p> <p>(2) Time limit for tender: 5:00p.m. 9 September, 2016</p> <p>(3) Contact point for the notice: Equipments Section, General Affairs Division, Miyazaki Prefectural Nichinan Hospital, 1-9-5 Kiyama, Nichinan-City, Miyazaki, 887-0013 Japan. TEL:0987-23-3111</p>
---	---